

## 別 紙 第 2

### 職 員 の 給 与 に 関 す る 勧 告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

#### 記

#### I 平成18年4月の公民較差等に基づく改定

##### 1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例  
現行の給料表を、別記1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
現行の給料表を、別記2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例  
現行の給料表を、別記3のとおり改定すること。

##### 2 諸手当

###### (1) 扶養手当

配偶者（配偶者のない場合の子1人を含む）に係る手当の月額を1,000円引き下げて13,500円とすること。

## (2) 地域手当

地域手当の月額、給料、給料の特別調整額（管理職手当）及び扶養手当の月額の合計額に、100分の18を乗じて得た額とすること（島しょ地域等を除く。）。

## 3 実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施すること。

また、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整措置を講じること。

### (2) 地域手当の支給割合の特例措置

改定の実施時期から当分の間、2の(2)中、「100分の18」を「100分の13」とすること。

## II 給与構造・制度等の改革に関わる改正

### 1 諸手当

#### (1) 給料の特別調整額（管理職手当）

特別調整額表に定める給料の特別調整額（管理職手当）は、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならないこと。

#### (2) 扶養手当

配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降の子等に係る手当の月額を1,000円引き上げて5,000円とすること。

### 2 実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。